

「インフルエンザ予防接種」説明書

インフルエンザ予防接種を希望する方は、接種する前にこの説明書を読んで、必要性等をご理解の上受けてください。

2回目以降の接種を希望される場合の費用は、全額自己負担になります。

1. インフルエンザの予防

予防の基本は、流行前に予防接種を受けることです。これは世界的にも認められている最も有効な予防法です。

インフルエンザは空気中に拡散されたウイルスによって感染しますから、感染予防のためには、人混みは避けましょう。また、常日頃から十分な栄養や休息をとることも大事です。インフルエンザ感染の広がりには空気の乾燥が関連しています。室内では加湿器などを使って加湿しましょう。外出時のマスク着用や帰宅時のうがい、手洗いは普通のかぜ予防と併せておすすめします。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザ予防接種の有効性は世界的にも認められています。我が国においても高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

65歳以上の方に対して行った調査では、予防接種を受けずにインフルエンザにかかった人の34%～55%は、予防接種を受けていればインフルエンザにかからずに済んだこと、また予防接種を受けずにインフルエンザにかかって死亡した人の82%は、予防接種を受けていれば死亡せずに済んだことが報告されています。

なお、予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかり、その効果が十分に持続する期間は約5か月間とされています。より効率的に有効性を高めるためには、毎年インフルエンザが流行する前に予防接種を受けておくことが大切です。

また、インフルエンザウイルスは毎年変化しながら流行するため、毎年流行が予想されるウイルスにあった予防接種を受けておくことが効果的です。我が国のインフルエンザ予防接種は、近年の状況を見ると流行したウイルスを予防するのに効果的でありました。一般的には、65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果がありますが、インフルエンザウイルスの型に大きな変異がある場合には、2回接種することが必要です。(ただし、2回目以降は、全額自己負担となります。)

3. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、腫れたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもありますが、こちらも通常2～3日のうちに治ります。また、接種後数日から2週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

4. 接種対象年齢など

この予防接種の対象者は、①65歳以上の方、②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に日常生活が極度に制限される程度の障がいや、③ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいや、ご本人が接種を希望する場合のみ行う接種です。接種を受けるご本人が、麻痺などがあって同意書に署名ができない場合や、認知症の症状があつて正確な意思の確認が難しい場合などには、家族やかかりつけ医によって、特に慎重にご本人の接種意思の有無の確認を含め、接種適応を決定する必要があります。**(最終的に確認ができなかった場合には、接種はできません)**

5. 予防接種を受ける前に

(1) 一般的注意

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師や看護師、市町担当課に質問しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。(下記<注意>参照) 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受けるご本人が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。

<注意> インフォームドコンセント (説明と同意)

医師の十分な説明に基づく患者の同意をインフォームドコンセント(説明と同意)といいます。

法律に基づくインフルエンザの予防接種はあくまでも、ご本人の意思に基づいて接種を受けるものなので、インフォームドコンセントがない場合には、接種する医師は接種を行いません。接種を希望する場合もしない場合も、十分に医師からの説明を聞き、理解した上で判断をしてください。

(2) 予防接種を受けることができない人

①明らかに発熱のある人

一般的に、体温が37.5℃以上の場合を指します。

②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせる事が原則です。

③インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人

「アナフィラキシー」というのは通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐、声がでにくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

④過去のインフルエンザの予防接種で、2日以内に発熱、全身性発疹(ほっしん)等の、アレルギーを疑う症状が見られた人

⑤その他、医師が不適当な状態と判断した場合

上の①～④に該当しなくても、医師が接種不適当と判断した時は接種できません。

(3) 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人

①心臓病、腎臓病、肝臓病や血液、その他慢性の病気で治療を受けている人

②今までに、けいれんを起こしたことがある人

③今までに、中耳炎や肺炎などによくかかり、免疫状態を検査して異常を指摘されたことのある人及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる人

④今までに、間質性肺炎やぜん息と診断されたことがある人

⑤インフルエンザワクチンの成分又は鶏卵、鶏肉、その他の鶏由来のものに対してアレルギーがあるといわれたことがある人

(4) 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

①予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

②インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

③入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。

④接種当日はいつもどおりの生活をしていてもかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

6. その他

(1) 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、ご本人が接種を希望しない場合、家族やかかりつけ医の協力を得てもご本人の意思の確認ができなかったため接種をしなかった場合、又は当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患したことによる重症化または死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

(2) 副反応が起こった場合

予防接種の後まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、すみやかに医師(医療機関)の診療を受けてください。そのほか、分からないことは、下記へお問い合わせください。

(3) 予防接種健康被害救済制度について

受けた予防接種ワクチンの種類によっては、けいれん、肝機能障害及び急性散在性脳脊髄炎などの重い副反応が生じることがあります。このような場合、予防接種法に基づく救済制度があります。

【問い合わせ先】

久喜市の方	→	地域保健課予防接種室	電話	0480-85-1111
蓮田市の方	→	健康増進課	電話	048-768-3111
白岡市の方	→	健康増進課	電話	0480-92-1201
宮代町の方	→	健康介護課(保健センター)	電話	0480-32-1122